

松本市農業経営基盤の強化の
促進に関する基本的な構想

令和5年10月

松 本 市

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	松本市農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	1
	効率的かつ安定的な農業経営の目標	
	効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保	
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	2
	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標	
	新規就農者数の確保目標	
4	部門別誘導方向及び地域農業の在り方	2
	部門別誘導方向	
	地域農業の在り方	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	4
	生産方式	
	経営管理の方法	
	農業従事の態様等	
2	農業経営指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	9
	生産方式	
	経営管理の方法	
	農業従事の態様等	
2	農業経営指標	9
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2	市が主体的に行う取組み	11
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	11
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12

第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
	農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	
	今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	
	関係団体等との連携体制	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	15
	地域計画の策定及び推進	
	協議の場	
	地域計画の区域の基準	
	その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
	農用地利用改善事業の実施の促進	
	区域の基準	
	農用地利用改善事業の内容	
	農用地利用規程の内容	
	農用地利用規程の認定	
	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
	農用地利用改善団体の勸奨等	
	農用地利用改善事業の指導、援助	
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
	農作業の受委託の促進	
	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	
4	利用権設定等促進事業に関する事項	18
	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
	利用権の設定等の内容	
	開発を伴う場合の処置	
	農用地利用集積計画の策定期間	
	要請及び申出	
	農用地利用集積計画の作成	

農用地利用集積計画の内容

同意

公告

公告の効果

利用権の設定等を受けた者の責務

紛争の処理

農業委員会への報告

農用地利用集積計画の取消し等

5 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項 2 3

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 2 3

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 2 3

農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連政策との連携

推進体制等

第6 その他 2 5

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 松本市農業の基本的な方向

松本市の農業は、長い日照時間、一日の大きな気温較差、清浄な空気等の優れた気象条件を生かした高品質野菜・花き・果樹の生産や高速交通網の整備による三大都市圏との時間的接近により、都市近郊型の生産性の高い農業を確立してきました。また近年では、新規就農者の生活支援や農業機械購入補助の拡充、スマート農業機械の導入補助など農業者の育成・強化に取り組んできた結果、認定農業者数が増加して農家一戸当たりの農業産出額も増加傾向にあります。

しかし、本市の基幹的農業従事者の割合は令和 2 年（2020 年）までの直近 10 年間で 22.3% 減少しています。また、年齢構成を比較すると 70 歳以上の割合が大きく増加していることから、農家の高齢化が進展している状況がうかがえ、今後、高齢農業者が農業をやめることによって農家数が大きく減少することが推測されます。

このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中心経営体¹を育成し、併せて「人・農地プラン（地域計画）」の取組みを継続します。さらに、「人・農地プラン（地域計画）」で明確化した地域の将来方針に基づき、農地中間管理事業等により農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択され、魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域における他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するに当たり、目標値を以下のとおり定めます。これらの効率的経営体が松本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとします。

	主たる従事者 1 人当たり		組 織		
	標準地域	中山間地域等 ²	家族経営体 ³		法 人
			標準地域	中山間地域等	
年間所得目標	530 万円	300 万円	1 経営体当たり 800 万円	1 経営体当たり 450 万円	主たる従事者 1 人当たり の総支給額 530 万円
年間労働時間	2,000 時間				

効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

ア 企業マインドで地域農業を支える中心経営体の育成

本市の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多様化に取り組み、地域農業を支える中心経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いによって進める「人・農地プラン（地域計画）」の取組みを通じ、中心経営体や、今後離農又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農家

¹ 中心経営体とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想の目標所得水準達成者等を指す。
² 中山間地域等とは、中山・岡田・入山辺・里山辺・内田・本郷・四賀・安曇・奈川地区を指し、農業経営面積が平坦地域に比較して小規模な地域にあっては、関連事業部門と組み合わせて上記年間所得を目指す。
³ 家族経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え、家族従事者（補助的従事者）1～2 人及び繁忙期の雇用の確保により、上記年間所得を目指す。

など、人と農地を明確に可視化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

イ 中心経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中心経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組みを産地と一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標（農業経営開始から概ね5年後）は、2 「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者1人当たり 年間所得目標：250万円 年間労働時間：2,000時間

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組みを進めます。

新規就農者数の確保目標

今後も継続して中心経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者（49歳以下）を毎年10名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向及び地域農業の在り方

部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT技術等の活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進めます。

ア 普通作物

地域の実情に応じた利用権設定、農作業受委託の推進等による中心経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

イ 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中心経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

ウ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

エ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

地域農業の在り方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中心経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等、農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、「人・農地プラン（地域計画）」の取組みを通じて、中心経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や農業協同組合出資法人との連携、企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組み等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指す、高付加価値化に向けた検討も重要となります。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中心経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等、特に担い手が不足する地域においては、以下の方向性を基本に地域の実情に応じた方向性を定め、関係機関が一体となり推進を図るものとします。

ア 中心経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向

イ 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向

ウ 農業法人企業の誘致を進め、農業法人との連携・協力など、農業生産活動を維持する方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。

また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、トップランナーへの育成を推進します。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度の活用、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給与制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施により近代的で魅力ある就業条件の整備を図ります。

2 農業経営指標

単位：人、千円

NO.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+大豆	50ha	水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha	6.0	0.0	5,300	34,000	集団
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	5,300	11,500	集団
3	水稲+小麦+そば	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、そば 8ha	2.0	0.0	5,300	11,300	集団
4	水稲+小麦+大豆+作業受託	11ha	水稲 6.3ha、小麦 4.2ha、大豆 4.2ha、作業受託 22ha	1.0	1.0	5,300	8,000	個人
5	水稲+小麦+そば+作業受託	12ha	水稲 7.2ha、小麦 4.8ha、そば 4.8ha、作業受託 20ha	1.0	1.0	5,300	8,200	個人
6	りんご	220a	ふじ 80a、シナノゴールド 40a、シナノスイート 40a、秋映 30a、シナノリップ 30a	1.0	1.5	5,300	11,400	新しい化

NO.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
7	りんご+もも	200 a	ふじ 60a、秋映 30a、シナノゴールド 50a、あかつき 30a、川中島白桃 30a	1.0	1.5	5,300	11,400	新わい化
8	りんご+なし	200 a	ふじ 60a、シナノゴールド 50a、シナノスイート 20a、幸水 30a、南水 40a	1.0	1.5	5,300	10,200	新わい化
9	りんご+ぶどう	220 a	ふじ 80a、シナノゴールド 80a、ナガノパープル 20a、巨峰(露地)40a	1.0	1.5	5,300	11,900	新わい化
10	ぶどう	100 a	シャインマスカット(露地)50a、(加温)20a、無核巨峰 20a、ナガノパープル 10a	1.0	1.5	5,300	10,300	
11	葉野菜(レタス基幹)	540 a	レタス 300a、ハクサイ 150a、キャベツ 40a、ブロッコリー50a	1.0	1.5	5,300	9,300	
12	セルリー	250 a	セルリー250a(半促成、無加温)	1.0	1.5	5,300	9,300	
13	すいか+ながいも+ねぎ	340 a	すいか 200a、ながいも 70a、ねぎ 70a	2.0	1.0	5,300	10,200	
14	きゅうり	70 a	半促成 30a、夏秋 40a	1.0	1.5	5,300	9,500	
15	カーネーション	50 a	カーネーション 50a	1.0	1.5	5,300	9,800	
16	カーネーション+トルコギキョウ	70 a	カーネーション 40a、トルコギキョウ(抑制) 30a	1.0	2.0	5,300	11,200	
17	アルストロメリア	60 a	アルストロメリア 60a	1.0	1.5	5,300	9,400	
18	キク	120 a	キク(施設)80a、(露地)40a	2.0	1.0	5,300	12,700	
19	えのきたけ		えのきたけ 60 万本×5 回転	1.0	2.0	5,300	12,800	
20	ぶなしめじ		ぶなしめじ 20 万本×3 回転	1.0	2.0	5,300	9,200	
21	酪農		経産牛 50 頭、育成牛 24 頭	1.0	2.0	5,300	12,000	
22	肉専用種肥育		黒毛和種常時 200 頭	1.0	1.0	5,300	9,000	
23	養豚一貫		母豚 120 頭	1.0	2.0	5,300	10,700	
24	りんご	130 a	ふじ 50a、シナノリップ 40a、シナノスイート 40a	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間

NO.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
25	りんご+ぶどう	130a	ナガノパープル(露地)30a、シナノスイート50a、ふじ50a	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間
26	トマト複合	80a	トマト(半促成)30a、キュウリ(露地)30a、ホウレンソウ20a	1.0	1.0	3,500	5,000	中山間
27	集落営農(ホレタ型)	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,300	51,900	
28	集落営農(地域ぐるみ型 125戸)	50ha	水稲30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・ホレタ代等は費用に計上していない。))				
29	集落営農(地域ぐるみ型 50戸)	20ha	水稲12ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・ホレタ代等は費用に計上していない。))				
30	集落営農(地域ぐるみ型 25戸)	10ha	水稲6ha、そば3ha、アスパラガス1ha	1戸(40a)当たり平均所得:314千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・ホレタ代等は費用に計上していない。))				中山間

農業関連事業指標(例)

NO.	区分	内容	年間所得	備考
1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設1棟	2,000千円程度	加工処理施設は共同 施設直売と産地直送
2	共働加工経営	果樹、野菜・きのこ等加工 加工処理施設1棟		
3	農産物直売経営	果樹・野菜・きのこ・加工品等 直売施設1棟		
4	ふれあい牧場経営	牛肉・牛乳等の直売、提供 畜産物・直売提供施設1棟		
5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について市内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進 ・ワイン用ぶどう苗木について市内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
もも	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
レタス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> ・標高差を活かしたりレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の確保・育成 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進

区 分	方 針
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成
キク	<ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	<ul style="list-style-type: none"> ・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品种の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
えのきたけ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
ぶなしめじ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICTなどの導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性別別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進 ・豚コレラの侵入防止の徹底と適切なワクチン接種

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間(年間総労働時間2,000時間)の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営指標 (新規就農)

単位：人、千円

NO.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+野菜(ミニトマト+ズッキーニ)	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない。
2	水稲+野菜(アスパラガス+ジュース用トマト)	380a	水稲 300a、アスパラガス(半促・長期)40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	果樹(りんご専作)	100a	シナノリップ 30a、シナノスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい化
4	果樹(ぶどう専作)	60a	無核巨峰 20a、ナガノパープル 10a、シャインマスカット 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	果樹複合(りんご+ぶどう)	60a	シナノスイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガノパープル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新しい化

NO.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
6	果樹複合(りんご+もも)	80a	シナノスイート 20a、ふじ 40a、あかつき 10a、川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
7	野菜(夏秋いちご専作)	20a	夏秋いちご(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
8	野菜(すいか専作)	160a	スイカ 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
9	野菜複合(トマト+きゅうり)	30a	トマト(雨よけ)20a、キュウリ(夏秋 10a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
10	野菜複合(葉野菜)	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
11	野菜複合(ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう)	190a	ブロッコリー(初夏まき)50a、リーフレタス 70a、ホウレンソウ(雨よけ)70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホウレンソウは20aハウスを3.5回転
12	花き(トルコギキョウ+ラナンキュラス)	30a	トルコギキョウ(普通 5a、抑制 10a)、ラナンキュラス 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
13	花き(トルコギキョウ+ストック)	35a	トルコギキョウ(普通)20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
14	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

松本市の特産物を安定的に生産し、地域農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営体を確保するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者等に対する各種支援制度を活用するとともに、関係機関が連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するためIターン・Uターン者の誘致に積極的に取り組むとともに、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組みます。

農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施、交流会の実施等を支援し、併せて地域での受入体制の整備及び気運の醸成を図ります。

2 市が主体的に行う取組み

松本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修や研修農場の支援、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

就農後の定着に向けて、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携して、販路開拓、営農面や生活面など様々な相談に対応するとともに、認定農業者、認定新規就農者及び女性農業者を対象に、農業用施設や農業用機械の取得、効率的な農業経営に資するスマート農業の推進を支援します。

新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談対応者は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や「人・農地プラン（地域計画）」の改定等の措置を講じます。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営とワークライフバランスを実現するため、家族経営協定の締結を推進します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

松本市は、「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第3の4に掲げる関係機関等と相互に連携し、その役割分担を踏まえて新規就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施します。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農等の相談があった場合、その相談内容を農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と本人承諾のもとで共有し、多角的な情報の提供、就農に向けた適切な方向性の提案、合同相談会の実施等を通して里親農業者等との最適なマッチングを実施します。

区域内の作目ごとの就農受け入れ体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報の把握に努め、区域内において後継者がいない場合には、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。

地帯区分	地区	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	旧市、芳川	55%
水田地帯	島内、島立、新村、和田、神林	70%
園芸地帯	笹賀、寿、今井、梓川、波田	60%
中山間地帯	中山、岡田、入山辺、里山辺、内田、本郷、四賀、安曇、奈川	35%
	市全体	60%

(注) 1 集積面積には、基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

2 目標年次は令和10年とします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

松本市は、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、土地基盤整備もほぼ完了しています。また、担い手への農用地の利用集積も進んでおり、麦・大豆・そばの輪作体系の確立を目指しています。

都市近郊、水田、園芸地帯においてはセルリー、ジュース用トマト、ネギ、すいか等の産地化を目指しており、それを組み入れた複合経営など、利用効率が高く立地を生かした農用地利用を推進しています。

このような複合経営は中山間地域等においても行われており、麦・そばの栽培にこれらを組み入れる形で、基盤整備田等の利活用を図っています。

さらに、松本市においては果樹栽培も盛んであり作目ごとの団地化が進んでいる地域では、新しい栽培管理方法の導入や果実共選所等の施設整備も進んでいます。また、中山間地域等では観光農園による活性化も行われています。

今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は農業経営の規模拡大を図る担い手のほか、経営規模が比較的小さな兼業農家、自家農産物の生産を主とする自給的農家、高齢化等により増加している土地持ち非農家など農家の階層分化と多様化が進行し、総合的な農業生産力の衰退や生産規模の縮小が予想されます。

そのため、優良農地を保全・確保し、各地区の「人・農地プラン（地域計画）」に基づき、中心経営体への農地集積・集約を促進し、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとします。また、既存の担い手だけでは受けきれない農地が出てくることも予想されるため、更なる担い手の確保と育成を行っていきます。

具体的には、関係機関とともに以下の施策の実施を図っていきます。

- ア 担い手となる経営体の明確化と育成
- イ 地域農業の構造改善
- ウ 農用地の有効活用
- エ 産地体制の維持と強化
- オ 支援体制の確立と強化

関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、農地情報の共有化に努めるとともに、「人・農地プラン(地域計画)」の取組みを通じて地域の合意形成を図りながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

松本市は、「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、「人・農地プラン（地域計画）」の実践により、力強い農業構造を創るための取組みの活動を支援するために、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

松本市は、農業経営基盤強化事業を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。

- ・ 地域計画推進事業
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・ 利用権設定等促進事業
- ・ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ・ 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

以下、個別事業ごとに述べます。

1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定及び推進

松本市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農業経営基盤の強化の促進に関する計画として地域計画を策定し、地域の農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標や方針を改めて明確化し、その策定及び実現に向けた協議の場を設置して地域計画を推進します。

協議の場

ア 協議の場の開催時期及び参加者

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、県、農業委員、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係者の幅広い参画を図るため、当該区域の実情に応じて柔軟に開催時期を調整するものとし、その開催を広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口は市の農政担当課とします。

イ 協議すべき事項

- (ア) 地域における農業の将来の在り方
- (イ) 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (ウ) 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- (エ) 地域の実情に応じて必要となる措置

地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、「人・農地プラン」の区域を基本に、市街化区域を除く農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定します。なお、様々な努力を払ってもなお農業上

の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成するなどし、粗放的な利用等による農用地の保全等を検討します。

その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

松本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行い、策定後は地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の実施の促進

松本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、また、認定農業者等中心経営体への農用地利用の集積を進めるため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとします。

農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

農用地利用規程の認定

ア に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき農業経営基盤強化促進法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、同法基本要綱様式第4号の認定申請書を松本市に提出して、農用地利用規程について松本市の認定を受けることができます。

イ 松本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同法第23条第3項により認定します。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) のアの(イ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(E) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 松本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を松本市公告式条例第4条の定めるところにより公告します。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、 のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 松本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、 のアの認定をします。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が に規定する区域内の農用地の相当部分（特定農業法人では過半、特定農業団体では3分の2以上）について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなします。

農用地利用改善団体の勧奨等

ア のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づいて使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

農用地利用改善事業の指導、援助

ア 松本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努めます。

イ 松本市は、のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、旧円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、松本市農業支援センター等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

農作業の受委託の促進

松本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農業委員会、農業協同組合等関係機関及び委託農家の代表等関係者の協議による、農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、旧円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

松本市では、以下の基準に基づき、農用地利用集積計画の作成、内容審査及び公告を行い、認定農業者等中心経営体の農用地利用集積を推進します。

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

（ア）農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等

を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、a、d 及び e に掲げる要件の全て）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c 農業に対する意欲と能力を有すると認められること。
- d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとします。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 松本市長への確約書の提出や松本市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権の設定を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

開発を伴う場合の処置

ア 松本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等の内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営第564号。以下「基本要綱」という。）別紙10第1の3に基づき、様式第7号による開発事業計画の提出を受けます。

イ 松本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進めます。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

農用地利用集積計画の策定時期

ア 松本市は、の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。

イ 松本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、松本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。

イ 松本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

ウ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、 のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

農用地利用集積計画の作成

ア 松本市は、 のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。

イ 松本市は、 のイ及びウの規定による農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、松本市は、農用地利用集積計画を定めることができます。

エ 松本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（ に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、 のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）存続期間（又は残存期間）借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権

利の設定を受けた農用地の利用状況について松本市長に報告しなければならない旨

- (ウ) その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - b 原状回復の費用の負担者
 - c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

同意

松本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、のイに規定する土地ごとにのアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ます。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることにより足りるものとします。

公告

松本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又はのアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうちのアからカまでに掲げる事項を松本市公告式条例（明治44年条例第3号）第4条に定めるところにより公告します。

公告の効果

松本市がの規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければなりません。

紛争の処理

松本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

農業委員会への報告

松本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者から法第18条第2項第7号が規定する農用地の利用状況の報告があった場合は、報告書の写しを農業委員会に提出するものとします。

農用地利用集積計画の取消し等

ア 松本市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けたのイに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経

営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 松本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた の工に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 松本市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を松本市公告式条例第4条に定めるところにより公告します。

エ 松本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなします。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業の活用を図るものとします。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構又は旧円滑化団体に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

5 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項

農地中間管理事業の実施を促進する事業については、農地中間管理機構や関係機関・団体との連携を図るとともに、制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、地域及び農業者が十分に利益享受できるように推進を図るものとします。

また、農地中間管理機構が行う特例事業については、県下一円を区域として農地売買等事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図るとともに、松本市、農業委員会、旧円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地売買等事業を促進するため、情報提供、事業の協力を行うものとします。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

松本市は、第2、第2の2及び第3に掲げる事項のほか、効率的かつ安定的な経営体を育成・確保するために、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修や支援、長野県農業担い手育成基金や制度資金の活用等、関係機関と連携して積極的に取組を推進します。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

松本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 県営かんがい排水事業（梓川右岸地区 平成24年度～令和5年度）により、用水路等を整備し、

農村の環境整備に資するよう努めます。

イ 県営畑地帯総合整備事業により、幹線農道、支線農道、畑かん施設の整備の促進を通じて、農村の生産振興及び経営改善、安定化に資するよう努めます。

ウ 松本市水田フル活用ビジョンの実現に向けた取組みによって、地域の特徴を活かした効率的な農業経営の育成を図り、農地利用の集積・集約化、集団転作による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。

エ 多面的機能支払交付金制度に取り組むことにより、地域ぐるみで農地の保全と適正な管理を推進します。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

推進体制等

ア 事業推進体制等

松本市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、旧円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進施策について検討します。

このような検討結果を踏まえ、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び旧円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、松本市農業支援センターの下で相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、松本市は、このような協力の推進に配慮します。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

1 この基本構想は、平成6年10月13日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成13年4月26日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成22年6月 1日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 4 の 力関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 条の 3 第 1 項に規定する地方公共団体をいい、対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。) 農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社(農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 2 農業協同組合法第 7 2 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 9 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 3 土地改良法第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>ア 存続期間は原則10年以下（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>ア 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。</p> <p>イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>エ 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>ア 支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>イ 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>ア 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、松本市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
1の に同じ	<p>ア 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>イ 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1ののウと同じ</p>	1の に同じ	1の に同じ

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
1の に同じ	<p>ア 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>イ アの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようになるものとする。</p>	1の に同じ。この場合において1の中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者」と読み替えるものとする。	1の に同じ

4 所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払い方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を行う者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>